

予算特別委員会（令和3年3月9日～3月22日）

二宮眞盛議員の質疑

労働者協同組合法について

<3月16日>



（二宮議員） 昨年12月、国会に於いて「協同労働」を行う団体への法人格を認め、多様な就労の機会を創出し、地域の実情に応じた柔軟な事業展開を促す「労働者協同組合法」が全会一致で成立しました。福岡県議会に於いても



「労働者協同組合法(仮称)」の早期制定を求める意見書を採択し、令和2年3月27日付で国会に提出していただきましたので、実に歓迎することだと思えます。

それでは予め労働者協同組合法についての概要説明資料をお願いしています。「労働者協同組合法」について簡単に説明をお願いします。

（労働政策課長） お配りした資料は、国の「労働者協同組合法について」の概要説明資料です。資料上部の「労働者協同組合」の枠に記載の通り、本法律は、

- ・組合員が出資し、
- ・組合員の意見を反映して組合の事業が行われ、
- ・組合員自らが事業に従事する、

ことを基本原理とする組織である「労働者協同組合」を、これまでにない新たな法人形態として、法制化したものです。

これにより、

- ・多様な就労機会の創出

- ・地域における多様な需要に応じた事業の実施

を促進し、もって、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするとされています。

資料の点線の枠囲いの「1 法制化の必要性」の部分で、今回の法制定の背景

が記載されています。

読み上げますと、『持続可能で活力ある地域社会を実現するため、出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度が求められている。現行法上、このような性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化する必要がある。』とされています。

(二宮議員) 次に、この法律が成立したことについて、本県としてどの様に受け止めているか、見解をお伺いいたします。

(労働政策課長) 県としては、今回の法律により、地域での活動の担い手として、出資、意見反映、労働が一体となった非営利の法人である労働者協同組合という選択肢が新たに提供されるものと受け止めており、これにより今後、本県においても、多様な就労機会の創出や地域ニーズを踏まえた事業の実施の促進が期待されるものと考えています。

(二宮議員) 新たな働き方を促進する労働者協同組合法について県の認識を伺います。また、労働者協同組合とNPOとの違いについてお伺い致します。

(労働政策課長) 自らが出資し経営・運営にも加わり働くという、「出資・意見反映・労働が一体」という点が協同労働の特徴であり、これにより、自分らしい主体的な働き方の実現や多様な就労機会の創出等につながることを期待できるものと考えられます。

また、NPO法人との違いは、NPO法人は出資が認められていないのに対して、労働者協同組合は組合員による出資が前提とされていること、NPO法人は認証主義がとられており、設立に際して都道府県知事等の認証を受ける必要があるのに対して、労働者協同組合は準則主義がとられており簡便に設立できること、等が異なっています。

(二宮議員) 労働者協同組合というと、労働組合と誤解されるケースもあり、この法律の意味するところについては、先ず行政内での理解が必要であります。この法律の有効性を確認し、どの様な支援ができるのか検討が必要だと思えます。そこで労働者協同組合法により、県民運動や地域活動を活発にするため、部局横断的なチームを作り、プロジェクトを立ち上げ、まずは制度の積極的な活用に向け周知・広報を促進し、この新たな制度が県民の皆様に理解され、根付いていくように促進してはどうかと思えますが如何でしょうか。

(労働政策課長) 国の説明資料によると、労働者協同組合によって行われるが期待される事業の分野の例として、

①介護・福祉関連 ②子育て関連 ③地域づくり関連 ④若者・困窮者支援といった県政においても重要な、多岐にわたる分野が挙げられています。

今回の法律により、活動の担い手として、労働者協同組合という選択肢が新たに提供されることになるので、この新たな仕組みの存在を念頭に置きながら、県としても各分野での施策を進めていく必要があると考えています。

公布後2年以内の施行ということで、現在、厚生労働省で関係政省令や指針策定などの準備作業が進められているところであり、4月に、厚生労働省主催で都道府県を対象にした労働者協同組合法に関する説明会が予定されています。

そうした場で得られた情報なども踏まえて、今後、県庁内で関係部局に声をかけをして庁内勉強会を立ち上げ、理解を深める努力をし、法施行に向けて県民、市町村、関係団体に対する周知・啓発等も含めた必要な準備につなげていきたいと考えています。

(二宮議員) 今後はコロナ禍による地方回帰や地元志向の機運が高まる中、労働者協同組合が真にその機能を発揮すると思いますが、県として今後どの様に進めていくつもりなのか、お聞かせください。

(労働政策課長) 平成31年3月の衆議院地方創生に関する特別委員会において、当時の地方創生担当大臣から、「労働者協同組合は、地域において働く意欲ある方々が、高齢や子育て、介護といったさまざまな御事情をお持ちでも、協同組合という形態をうまく活用して主体的に働けることができるようになるものであり、地域ニーズを酌み取って地域課題解決を目指すものとして、持続可能な地域社会の維持、実現につながるということで、地方創生の観点からも非常に有意義な取り組みと考えている。」との答弁がっており、私どもとしても同様の認識にたっています。

先ほど答弁させていただいた通り、労働者協同組合という新たな仕組みの存在を念頭に置きながら、県としても各分野での施策を進めていく必要があると考えており、今後庁内勉強会を立ち上げ、法施行に向けた必要な準備につなげていきたいと考えています。

(二宮議員) 広島市では地域課題の解決のために「協同労働」という働き方

で取り組む事を推進するためのモデル事業が実施されていると聞いています。

この事業の概要と実績について、県として把握されていますか。

(労働政策課長) 広島市では、就労や社会参加を希望する意欲と能力のある60歳以上の方が中心となって、地域課題の解決のために「協同労働」という働き方で取り組むことを推進するためのモデル事業が、平成26年度から実施されていると承知しています。

広島市に確認したところ、これまでに専門のコーディネーターが勉強会の開催や事業計画の作成、個別相談対応等により、事業の立ち上げからその後のフォローアップを行うとともに、事業の立ち上げに要する経費を補助率2分の1、上限100万円の範囲内で補助する等の支援を行っているとのことでした。

また、その実績については、平成26年度から令和元年度の間、実際に協同労働を行う団体が19団体立ち上がっており、令和2年度は6団体が立ち上げに向けた準備を進めているとのことでした。

なお、今申し上げた団体はあくまでも「協同労働」の仕組みを活用して事業を行う団体であり、今回の労働者協同組合法で求められている要件を満たしている団体であるかどうかは定かではありません。

(二宮議員) 法律が成立してから2年以内の施行という期間も有りますので、この期間の中で今後、組合設立や維持へのサポート体制の構築や設立費用の補助金などの支援も検討しては如何でしょうか、お聞かせください。

(労働政策課長) 公布後2年以内の施行ということで、現在、厚生労働省で詳細をつめている部分もありますので、そうした国の動きをしっかりと注視しながら、まずは市内勉強会の立ち上げを行い、関係部局を交えて理解を深めていきたいと考えています。

また、地域で既に協同労働を実践している団体が福岡県内にもあるので、そうした方々の話も今後お伺いし、また、実施上の課題を見極めながら、今後県の立場でどういう対応が必要なのか、検討してまいりたいと思います。

(二宮議員) 最後に部長の見解と決意をお聞かせ下さい。

(福祉労働部長) 労働者協同組合法の制定により、労働者が自ら組合員となって主体的に関わり、多様な就労の機会を創出することが可能となることや、地域における多様な需要に即応した事業の実施が促進されることが期待されています。

福岡県においてもそうした効果が発揮されるよう、今後の法施行に向けた国の動きを注視しながら、庁内関係部局との連携や現場の生の声の聴取を行い、県の立場で対応すべきことをしっかりと検討してまいります。